

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく有機料理を提供する飲食店等の管理方法
の日本農林規格の改正について

下記のとおり、有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格（平成
30 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2812 号）を改正する予定ですので、お知らせし
ます。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲
有機料理を提供する飲食店等の管理方法
- 3 趣旨及び目的
有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格について、実態に即し
た反映、様式の一部変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－7 1 3 9
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後